

【プラグインハイブリッド自動車】

- * 2024(令和6)年1月1日から2025(令和7)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用
・乗用車、車両総重量3.5t超のトラック・バス
- * 2024(令和6)年1月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用
・車両総重量3.5t以下のトラック・バス

* 重量税について、新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
				新車新規検査	初回継続検査等
トヨタ自動車	クラウンエステート PHEV	6LA-XXXXX	免税	0	0

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。

※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

車種: 普通／小型乗用車＜ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)＞ 【トヨタ】

- * 2024(令和6)年1月1日から2025(令和7)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用
- 〔重量税の特例措置〕
- 区分「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。
2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
- 区分「●」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時に限り重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。
初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
- (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型 式 指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 (kg)	類 別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分 令和12年度 燃費基準達 成割合	区 分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
											新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
クラウン エステート	21178	6AA-AZSH38W	2.487	1890	0001	20.3	20.2	90%	●	免税	0	20,000
クラウン エステート	21178	6AA-AZSH38W	2.487	1900	0002	20.3	20.1	90%	●	免税	0	20,000